

# 株主の皆さまへ

## 第152期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示情報

- 事業報告  
Ⅷ. 内部統制システム
- 連結計算書類  
連結注記表
- 計算書類  
個別注記表

事業報告の「Ⅷ. 内部統制システム」、連結計算書類の「連結注記表」、計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および定款第14条の定めにもとづき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.lion.co.jp/ja/invest/shareholders/meeting/>）に掲載することにより、株主の皆さまにご提供いたしております。

平成25年3月4日

**ライオン株式会社**

## Ⅷ. 内部統制システム

当社が内部統制システムとして決議した事項は、次のとおりであります。

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方およびその整備状況

#### <内部統制システムの基本方針>

#### 1. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

##### (1) 基本的考え方

- ①当社グループの「ライオン企業行動憲章」、「行動指針」をコンプライアンス体制の基盤とする。
- ②ライオン企業行動憲章の精神を代表取締役社長が繰り返し役員・従業員に伝えることにより、企業倫理意識の浸透に努めるとともに、コンプライアンスがあらゆる企業活動の前提であることを徹底する。

##### (2) コンプライアンス体制

- ①取締役会で選定した企業倫理担当役員を委員長とする当社グループ全体に係る企業倫理委員会を設置し、企業倫理意識の浸透・定着のための具体的施策を推進する。ライオン企業行動憲章・行動指針に反する事態が生じ、企業倫理委員会が必要と認めたときは、外部専門家（弁護士、公認会計士等）を委員とする倫理調査委員会を設け事態の解決・收拾を図る仕組みを採用する。
- ②企業倫理担当役員の下に企業倫理専任部長を置き、コンプライアンス体制の整備・維持を図るとともに、当社グループの各部所における必要な研修を行う。あわせて人事部は階層別教育において必要な研修を行う。また、各部所は関連法規に従った規程・マニュアルを策定し、これに従い業務を実行する。
- ③取締役会の監督機能を強化するため、業務を執行しない社外取締役を置く。
- ④法令遵守および経営政策に関する第三者の意見・助言を経営に反映させるため、社外有識者により構成する経営評価委員会を設置する。
- ⑤内部監査部門として監査室を置く。
- ⑥監査室員、企業倫理専任部長、経営企画部員、法務部員および監査役は、日ごろから連携し当社グループのコンプライアンス体制およびコンプライアンスに関する課題・問題の有無の把握に努める。
- ⑦監査役は当社グループのコンプライアンス体制および下記（3）③に定める社内通報システムの運用に問題があると認めるときは、企業倫理担当役員に意見を述べるとともに、改善策の策定を求める。
- ⑧従業員の法令・定款違反行為については就業規則に従い処分を決定する。取締役の法令・定款違反行為については企業倫理委員会が取締役に具体的な処分を答申する。

##### (3) 有事の対応

- ①法規・社会的責任に関わる緊急事態が発生した場合は、緊急事態処理システムに従い、当該発生事実を総務部長が社長、企業倫理担当役員および監査役へ報告するとともに、社長を議長とする緊急対策協議会もしく

- は担当部所長は事態の適正な収拾、再発防止策の立案、執行役員会・取締役会への報告を行う。
- ②グループ各社の担当役員および従業員が当社グループにおける重大な法令違反その他のコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合も、上記①と同様に対処する。
  - ③上記①・②の他、当社グループにおける法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内通報システムとして、企業倫理専任部長および社外弁護士を直接の情報受領者とする「心のホットライン」を整備するとともに、製品開発担当者等が製品の品質に疑念を生じた場合の社内通報システムとして、CSR推進部長を直接の情報受領者とする「品質情報ホットライン」を整備し、別に定める要領にもとづきその運用を行う。

## 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 代表取締役および業務執行取締役は、法令に従い自己の職務の執行状況を取締役に報告する。
- (2) 社長は、情報管理規程に取締役の職務の執行に係る情報の作成、保存および管理に関する事項を定める。
- (3) 取締役は、情報管理規程に従い、職務の執行に係る情報を保存する。
- (4) 取締役および監査役は、いつでもこれらの情報を閲覧または謄写できる。

## 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 平時の対応
  - ①経営企画部担当取締役を当社グループのリスクに関する統括責任者として任命し、経営企画部において当社グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理する。
  - ②監査室は当社グループ各部所毎のリスク管理の状況を監査し、その結果を執行役員会、取締役会に報告する。
  - ③平時において、各部所はその有するリスクの洗い出しを行い、そのリスクの低減等に取り組むとともに、事業活動に重大な影響を及ぼすおそれのある経営リスクについては、それぞれ担当取締役が対応策を検討し、経営会議、執行役員会で審議しリスク管理を行う。
  - ④環境、品質責任、事故・災害に関するリスクについては、それぞれ環境保全推進委員会、CS/PL委員会、安全防災会議において事前に対応策を検討、必要に応じて執行役員会で審議し、リスク管理を行う。
  - ⑤各工場においては、ISO14001の認証を受け、品質管理および環境保全に積極的に取り組む。
- (2) 有事の対応

天災・事故発生等による物理的緊急事態が発生した場合は、緊急事態処理システム（地震については地震災害対策マニュアル）に従い、当該発生事実を社長・監査役等へ報告するとともに、関連部所長は情報収集、対応方針の決定、原因究明、対応策の決定、執行役員会・取締役会への報告を行う。

#### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務の執行の効率化を図る。

##### (1) 意思決定ルール

- ①当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、定例の取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて適時臨時に開催する。なお、定例の取締役会を除いて、法令に従い書面等にて取締役会決議を行うことができるものとする。
- ②また迅速な業務執行と取締役会の機能をより強化するために、全執行役員が出席する執行役員会を毎月1回開催し、業務執行に関する基本的な事項および重要事項に係る意思決定を機動的に行う。
- ③当社グループ全体の経営方針および経営戦略等に係る重要事項については、事前に専務取締役以上の役員によって構成される経営会議において議論を行い、その審議を経て取締役会にて意思決定を行うものとする。

##### (2) 取締役会の基本的位置付け

- ①取締役会は、取締役、従業員が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図るとともに、この目標にもとづく経営計画を策定する。
- ②取締役会は、経営計画を具体化するため、経営計画にもとづき、事業計画、経営予算を設定する。マーケティング投資、研究開発投資、設備投資、新規事業投資についても経営計画を基準に配分する。
- ③取締役会は、重要事項に係る各機関、本部長、部所長の決裁権限基準を定める。
- ④取締役会は、毎月、月度業績をレビューし、各担当取締役に目標と実績の差異要因の分析、その要因を排除・低減する改善策を報告させ、必要に応じて目標を修正する。

##### (3) 業務推進体制

- ①各部門、部所を担当する取締役は、当該部門等が実施すべき具体的な施策を含めた効率的な業務推進体制を決定する。
- ②月度業績はITを活用したシステムにより迅速に管理会計としてデータ化し、各担当取締役および取締役会に報告する。
- ③上記(2)④の決定を受け、各担当取締役は業務遂行体制をより効率的なものとするため、必要に応じ改善する。

#### 5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社グループ各社の経営については、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行うとともに、各社の財産ならびに損益に多大な影響を及ぼすと判断する重要案件については、当社取締役会または執行役員会の承認を受けるものとする。
- (2) 当社監査室が当社グループ各社に対する内部監査を実施する。

- (3) 監査室員、企業倫理専任部長、経営企画部員、法務部員および監査役は、日ごろから連携し当社グループ各社のコンプライアンス体制およびコンプライアンスに関する課題・問題の有無の把握に努める。
- (4) 当社グループ各社に当社から監査役を派遣し、当該監査役は法令に従い監査を行う。
- (5) グループ各社の担当役員および従業員が当社グループにおける重大な法令違反その他のコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は、緊急事態処理システムに従い、総務部長を経由して当該発生事実を当社社長、企業倫理担当役員および監査役へ報告するとともに、当社社長を議長とする緊急対策協議会もしくは担当部長は事態の適正な収拾、再発防止策の立案、執行役員会・取締役会への報告を行う。
- (6) 当社グループ各社が当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他コンプライアンス上問題があると認めた場合は、直ちに当社社長、企業倫理担当役員および監査役に報告するものとする。企業倫理担当役員は監査役と協議し事態の適正な収拾と再発防止策の立案を行う。
- (7) 上記(5)・(6)の他、当社グループにおける法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内通報システムとして、企業倫理専任部長および社外弁護士を直接の情報受領者とする「心のホットライン」を整備するとともに、製品開発担当者等が製品の品質に疑念を生じた場合の社内通報システムとして、CSR推進部長を直接の情報受領者とする「品質情報ホットライン」を整備し、別に定める要領にもとづきその運用を行う。

## **6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項**

- (1) 監査役会の職務補助に専任する使用人を1名以上監査室に置く。
- (2) 当該使用人は、職務執行に当たっては監査役会の指揮命令を受け、取締役および監査室長の指揮命令を受けない。
- (3) 当該使用人の人事評価・異動・懲戒については監査役会の事前同意を得た上で、機関決定することとし、取締役からの独立性を確保する。

## **7. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する事項**

- (1) 取締役は、監査役会に対して、法令に従い会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を報告することに加え、次の事項を監査役会に報告することとする。
  - ①当社グループにおける重大な法令違反その他のコンプライアンスに関する重要な事実
  - ②当社グループにおける天災・事故発生等による物理的緊急事態および法規・社会的責任に関わる緊急事態
  - ③当社グループにおける内部監査の実施状況
  - ④当社グループにおける社内通報システムによるホットラインの通報状況およびその内容

- ⑤執行役員会、製品企画執行役員会の決定事項
  - ⑥決裁権限基準にもとづく取締役および執行役員の決裁事項
  - ⑦当社グループ各社の事業概況、当該各社監査役の活動状況
  - ⑧当社および当社グループ各社の重要な会計方針・会計基準の変更ならびにその影響
- (2) 報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役会の協議により決定する。
- (3) 上記（1）にかかわらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役および使用人に対して報告を求めることができる。

## 8. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役会の要請がある場合において取締役会は、監査役会が法律・会計・税務等の専門家を選任し、監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。
- (2) 監査役は、必要に応じて、当社および当社グループ各社の各種会議、打合せ等へ陪席することができる。
- (3) 監査役は、必要に応じて、当社グループ各社の重要情報を閲覧または謄写できる。
- (4) 監査役は、監査役会が策定する監査計画にもとづき、業務執行担当取締役および重要な使用人から個別に職務執行状況を聴取することができる。
- (5) 監査役会は、代表取締役、会計監査人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催する。

## 9. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 代表取締役社長は、連結財務諸表を構成する当社、当社の子会社および関連会社の財務報告の信頼性を確保するために、取締役会が定める「財務報告に係る内部統制の基本方針」にもとづき財務報告に係る内部統制を整備・運用・評価し、その状況および内部統制報告書を定期的に取締役会に報告する。
- (2) 監査室は、内部監査活動を通じ、財務報告に係る内部統制の整備と運用状況（不備および不備の改善状況を含む。）を把握・評価し、それを代表取締役社長および監査役に報告する。
- (3) 監査役は、業務監査の一環として財務報告に係る内部統制の整備・運用に係る取締役の職務執行状況を監査する。また、会計監査人の行う監査の方法と結果の相当性の監査を通じて、財務報告に係る内部統制の整備・運用状況を監査する。

## 10. 反社会的勢力を排除するための体制

- (1) 「ライオン企業行動憲章」にもとづき市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との対決姿勢を貫く。加えて総務部を対応統括部所とし不当要求防止責任者を配置するとともに、当社グループ各事業所および外部機関との連携を図る。

- (2) 不当要求防止責任者は当社グループ各事業所において必要な研修を行う。不当要求防止責任者および各事業所担当者は反社会的勢力への対応の手順を定めた特殊暴力防止マニュアルに従い業務を実行する。

#### <内部統制システムの整備状況>

当社は、法令遵守、倫理観強化を基本とする企業行動憲章、行動指針を制定しております。役員、従業員にその遵守徹底を図るため、企業倫理担当役員を委員長とする企業倫理委員会を設け、企業倫理意識の浸透・定着のための具体的施策の推進および企業行動憲章・行動指針に反する事態が生じたときの事態の收拾と再発防止策の立案を行うとともに、社内通報システムの設置等、コンプライアンス体制の強化を進めております。また、業務の効率性、有効性を確保するため、各種決裁に際して社長または担当役員等に決裁権限を委譲する基準、製品開発の各段階での業務プロセスや品質保証を定めた製品マネジメントシステム等の各種規程を整備しております。これらの事項が適切に機能しているか否かをモニタリングするため、監査役および監査室による定期的監査を実施しております。

当社の会社情報の適時開示については、その開示の要否について常勤監査役に意見を求め、適正性を確保しております。

また、財務報告に係る内部統制に関する整備状況については、財務報告に係る内部統制の基本方針を策定するとともに評価範囲選定基準および評価対象を定めております。また、各業務プロセスにおける責任者を任命しております。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社コンプライアンス体制の基盤である「ライオン企業行動憲章」において、「私たちは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力、団体との対決姿勢を貫く。」と基本方針を定めております。

内部統制システムの基本方針10. にもとづき反社会的勢力に具体的対応を行うため、対応統括部所を総務部とし、不当要求防止責任者1名を設置しております。また、外部専門機関とは、特殊暴力防止連絡会や企業防衛協議会等に参画するとともに警察当局とも連携を図っており、あわせて反社会的勢力に関する情報を当該団体等と共有化しております。

反社会的勢力への対応の手順を定めた特殊暴力防止マニュアルを制定しており、不当要求防止責任者が各事業所で反社会的勢力への対応について教育・研修を実施しております。

## 連結注記表

### (連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項
  - (1) 連結子会社の数 25社  
 主要な連結子会社の名称  
 ライオンケミカル㈱、ライオン商事㈱、ライオンパッケージング㈱、  
 ライオンエンジニアリング㈱、ライオン流通サービス㈱、ライオンエコケミカルズ有限公司、  
 CJライオン㈱、泰国獅王企業有限公司
  - (2) 非連結子会社の名称  
 タイシリケートケミカルズ㈱  
 連結の範囲から除いた理由  
 非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益および利益剰余金等の連結計算書類に及ぼす影響が軽微なため連結の範囲から除外しております。
2. 持分法の適用に関する事項
  - (1) 持分法適用非連結子会社の数 1社、持分法適用関連会社の数 7社  
 主要な会社の名称  
 ライオン・アクゾ㈱、出光ライオンコンポジット㈱、サザンライオン有限公司
  - (2) 持分法を適用しない関連会社のうち主要な会社の名称  
 出光ライオンコンポジット(香港)㈱  
 持分法を適用しなかった理由  
 持分法非適用会社は、それぞれ当期純損益および利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体として重要性がないため、持分法の適用から除外しております。
  - (3) 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、当該持分法適用会社の事業年度にかかる財務諸表を基礎として持分法を適用しております。
3. 会計処理基準に関する事項
  - (1) 有価証券の評価基準および評価方法
 

満期保有目的の債券	償却原価法(定額法)
その他有価証券	
時価のあるもの	決算日の市場価格等にもとづく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
時価のないもの	主として移動平均法による原価法
  - (2) たな卸資産の評価基準および評価方法
 

商品・製品	主として先入先出法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法)
原材料・仕掛品・貯蔵品	主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法)
  - (3) 固定資産の減価償却の方法
 

有形固定資産(リース資産を除く)	原則として定率法を採用しておりますが、一部の連結子会社では定額法を採用しております。
無形固定資産(リース資産を除く)	定額法により償却しております。なお、ソフトウェア(自社利用分)については、主として社内における利用可能期間(5年)にもとづく定額法によっております。
リース資産	所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかるリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
  - (4) 引当金の計上基準
    - ① 貸倒引当金 当社および国内連結子会社においては、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を判断し、回収不能見込額を計上しております。また、在外連結子会社は、主として特定の債権について回収不能見込額を計上しております。
    - ② 返品調整引当金 商品・製品の連結会計年度末日後の返品に備えるため、返品による損失見込額を計上しております。



- ③販売促進引当金 …………… 当連結会計年度の売上にかかわる割戻金等の将来の支払いに充てるため、代理店・販売店への当連結会計年度の売上にかかわる割戻金等の支払見積額を計上しております。
- ④賞与引当金 …………… 従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。
- ⑤役員賞与引当金 …………… 役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。
- ⑥退職給付引当金 …………… 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額にもとづき計上しております。  
過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により発生年度から費用処理することとしております。  
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により、翌連結会計年度から費用処理することとしております。
- ⑦役員退職慰労引当金 …………… 役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程にもとづく当連結会計年度末支払見積額を計上しております。  
なお、当社におきましては、株式報酬型ストックオプションの導入に伴い、平成18年3月30日以降新たな引き当てを停止しております。

(5) 重要な外貨建資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産および負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における少数株主持分および為替換算調整勘定に含めております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

主として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約および通貨スワップについては振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約	外貨建予定取引
金利スワップ	借入金の金利
通貨スワップ	借入金

③ヘッジ方針

主として社内管理制度にもとづき、当社経理部および各連結子会社管理部門にて為替変動リスクおよび金利変動リスクをヘッジしております。

(7) のれんの償却方法および償却期間

「のれん」の償却については、合理的に見積り可能なものはその見積り年数（10年）で均等償却し、重要性の乏しいものについては発生時に償却しております。

(8) 消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

4. 連結の範囲および持分法の適用の範囲の変更

(1) 連結の範囲の変更

当連結会計年度より、新たに設立したピアレスライオン(株)を連結の範囲に含めております。

また、前連結会計年度において持分法適用非連結子会社であったイースタンシリケート(株)は、重要性が増したことにより当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

(2) 持分法の適用の範囲の変更

当連結会計年度よりイースタンシリケート(株)は連結子会社となったため、持分法の適用の範囲から除外しております。

5. 会計方針の変更

1株当たり当期純利益に関する会計基準等

当連結会計年度より、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定にあたり、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号 平成22年6月30日）および「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日）を適用しております。

なお、これらの会計基準等を適用したことによる影響はありません。

**(追加情報)**

会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更および過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)および「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

**(連結貸借対照表等に関する注記)**

1. 担保に供している資産の内容および金額

現金及び預金	19百万円
土地	25百万円
建物及び構築物	1,078百万円
機械装置及び運搬具	474百万円

担保に係る債務の金額

短期借入金	59百万円
買掛債務等	91百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額	170,560百万円
3. 保証債務	1,662百万円

保証先の借入金およびリース債務に対するものであります。

うち785百万円については、当社の保証に対し他者から再保証を受けております。

**(連結株主資本等変動計算書に関する注記)**

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度末
普通株式	299,115,346株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年2月10日 取締役会	普通株式	1,610	6.00	平成23年12月31日	平成24年3月5日
平成24年8月3日 取締役会	普通株式	1,343	5.00	平成24年6月30日	平成24年9月5日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度末後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年2月12日 取締役会	普通株式	利益剰余金	1,342	5.00	平成24年12月31日	平成25年3月5日

## (金融商品に関する注記)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に関する取組方針

当社グループは、資金運用については、短期的な預金や有価証券等に限定しており、また資金調達については、運転資金および設備資金の調達を目的としたものであり、銀行借入、コマーシャルペーパー等により資金調達を行う方針であります。デリバティブについては、外貨建債権債務にかかる為替変動リスクや借入金の金利変動リスクを回避するため利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容およびそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金については、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、新規取引発生時に顧客の信用状況に関して社内での審議・承認のプロセスを踏むことを徹底し、必要に応じて保証金や担保を取得するなどの措置を講じております。また、取引先ごとの期日管理および残高管理を行っております。

投資有価証券については、主に事業に関連する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、リスク管理として、定期的に時価の把握、取引先企業の財務状況等の把握を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金については、1年以内の支払期日であります。

短期借入金については、主に営業取引にかかる資金調達であります。長期借入金については主に商標権にかかる資金調達であります。これら借入金のうち、一部のものは変動金利であり、金利の変動リスクに晒されておりますが、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために金利スワップを利用しております。また一部のものは外貨建借入金であり、為替の変動リスクに晒されておりますが、為替の変動リスクを抑制するために通貨スワップを利用しております。

なお、デリバティブについては、内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

#### (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価については、市場価格にもとづく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を適用することにより、当該価額が変動することもあります。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次表のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。(注) 2. 参照)

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	26,149	26,149	-
(2) 受取手形及び売掛金	51,218	51,218	-
貸倒引当金	△41	△41	-
	51,177	51,177	-
(3) 有価証券及び投資有価証券	38,362	38,879	517
資産計	115,688	116,206	517
(4) 支払手形及び買掛金	40,530	40,530	-
(5) 短期借入金	5,943	5,943	-
(6) 1年内返済予定の長期借入金	2,416	2,416	-
(7) 長期借入金	22,670	25,785	3,114
負債計	71,561	74,675	3,114
(8) デリバティブ取引計(注1)	11	11	-

(注1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債権となっております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金ならびに (2) 受取手形及び売掛金

これらについては、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。コマーシャルペーパー、譲渡性預金は、いずれも短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(4) 支払手形及び買掛金、(5) 短期借入金および (6) 1年内返済予定の長期借入金

これらについては、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、帳簿価額によっております。

(7) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、同様に新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金のうち金利スワップの特例処理および通貨スワップの振当処理の対象とされているものについては、当該金利スワップおよび通貨スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

(8) デリバティブの時価については、取引金融機関から提示された価格によっております。

金利スワップの特例処理および通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております。(上記 (7) 参照)

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式および関連会社株式	5,050
非上場株式	1,009
期限付劣後債	500
地方債	0

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もるには過大なコストを要すると見込まれます。従って、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含んでおりません。

**(1株当たり情報に関する注記)**

- |               |         |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 407円08銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 15円77銭  |

**(その他の注記)**

連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表に記載の金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 資産の評価基準および評価方法
- ・有価証券の評価基準および評価方法
    - 満期保有目的の債券 …………… 償却原価法（定額法）
    - 子会社株式および関連会社株式 …………… 移動平均法による原価法
    - その他有価証券 時価のあるもの …………… 決算日の市場価格等にもとづく時価法  
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
    - 時価のないもの …………… 移動平均法による原価法
  - ・たな卸資産の評価基準および評価方法
    - 商品・製品 …………… 先入先出法による原価法  
（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法）
    - 原材料・仕掛品・貯蔵品 …………… 移動平均法による原価法  
（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法）
  - ・外貨建資産および負債の本邦通貨への換算基準  
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- 有形固定資産（リース資産を除く） …………… 定率法
  - 無形固定資産（リース資産を除く） …………… 定額法
- なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）にもとづく定額法によっております。  
所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかるリース資産リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
- (3) 引当金の計上基準
- ①貸倒引当金 …………… 一般債権については、貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。
  - ②返品調整引当金 …………… 商品・製品の決算日後の返品に備えるため、返品による損失見込額を計上しております。
  - ③販売促進引当金 …………… 当事業年度売上にかかわる割戻金等の将来の支払いに充てるため、代理店・販売店への当事業年度売上高に対して取引契約にもとづく割戻金等の支払見込額を計上しております。
  - ④賞与引当金 …………… 従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。
  - ⑤役員賞与引当金 …………… 役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。
  - ⑥退職給付引当金 …………… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末日における退職給付債務および年金資産の見込額にもとづき計上しております。  
過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により発生年度から費用処理しております。  
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により、翌事業年度から費用処理することとしております。
  - ⑦役員退職慰労引当金 …………… 役員退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程にもとづく当事業年度末支給見込額を計上しております。  
なお、株式報酬型ストックオプションの導入に伴い、平成18年3月30日以降新たな引き当てを停止しております。
- (4) 重要なヘッジ会計の方法
- ①ヘッジ会計の方法  
主として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約および通貨スワップについては振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。
  - ②ヘッジ手段とヘッジ対象
- | ヘッジ手段  | ヘッジ対象  |
|--------|--------|
| 金利スワップ | 借入金の金利 |

③ヘッジ方針

主として社内管理制度にもとづき、当社経理部にて為替変動リスクおよび金利変動リスクをヘッジしております。

(5) 消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

(6) 会計方針の変更

1株当たり当期純利益に関する会計基準等

当事業年度より、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定にあたり、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)および「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日)を適用しております。

なお、これらの会計基準等を適用したことによる影響はありません。

(追加情報)

会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更および過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)および「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

2. 貸借対照表等に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 133,807百万円

(2) 保証債務 4,918百万円

保証先の借入金に対するものであります。

うち785百万円については、当社の保証に対し他者から再保証を受けております。

(3) 関係会社に対する金銭債権または金銭債務

関係会社に対する短期金銭債権 4,587百万円

関係会社に対する長期金銭債権 5,460百万円

関係会社に対する短期金銭債務 29,446百万円

3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との営業取引 売上高 8,715百万円

仕入高 33,604百万円

(2) 関係会社との営業取引以外の取引高 28,682百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における自己株式の数 30,713,613株

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産の発生の主なもの

貸倒引当金損金算入限度超過額 81百万円

返品調整引当金否認額 250百万円

販売促進引当金否認額 147百万円

退職給付引当金否認額 5,549百万円

減損損失否認額 1,539百万円

未払事業税・事業所税 68百万円

繰越欠損金 947百万円

その他 3,157百万円

繰延税金資産の小計 11,741百万円

評価性引当額  $\Delta$ 3,009百万円

繰延税金資産の合計 8,732百万円

(2) 繰延税金負債の発生の主なもの	
租税特別措置法における積立金・準備金	342百万円
退職給付信託設定益否認額	3,567百万円
資産除去債務否認額	76百万円
その他有価証券評価差額金	1,772百万円
繰延税金負債の合計	5,759百万円

## 6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社および関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円) (注1)	科目	期末残高 (百万円) (注1)
子会社	ライオンケミカル㈱	所有 直接 100.0%	原料・製品の仕入先	原料・商品の仕入 (注2)	16,717	買掛金	6,093
				利息の受取(注3)	69	長期 貸付金	4,700
子会社	ライオン流通サービス㈱	所有 直接 100.0%	輸送・保管の委託等	製商品の輸送保管等 (注4)	10,703	未 払 費 用	3,336
子会社	ライオンパッケージング㈱	所有 直接 100.0%	材料・商品の仕入先	材料・商品の仕入 (注2)	8,361	買掛金	3,538
子会社	ライオンエンジニアリング㈱	所有 直接 100.0%	設備の建設・保守等	設備の購入(注2)	4,913	未払金	3,137
関 連 会 社	ライオン・アクゾ㈱	所有 直接 50.0%	脂肪酸窒素誘導体等の 仕入先	脂肪酸窒素誘導体等の 仕入(注2)	6,678	買掛金	2,599

取引条件および取引条件の決定方針等

(注1) 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注2) 購入価格については、市場価格を勘案し、交渉の上決定しております。

(注3) 資金の貸付については、利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。

なお、貸付については、担保は受け入れておりません。

(注4) 取引価格については、市場実勢を勘案し、交渉の上決定しております。

## 7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	356円10銭
1株当たり当期純利益	11円51銭

## 8. その他の注記

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表に記載の金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

以 上